資 料 編

資料編

１．景観計画区域の区分について

(1) 一般区域の区分

【面的な景観】

一般区域のうち、面的な景観を形成する「山地の景観ゾーン」と「海岸と島の景観ゾーン」、「みなとまちの景観ゾーン」は以下の考え方に基づいて区分します。

① 基本的な考え方

○ 鳥羽港周辺の樋ノ山、小浜、安楽島等で構成される稜線に囲まれた範囲を「みなとまちの景観ゾーン」とします。そのうち、国道 42 号の沿道 15ｍの範囲と佐田浜周辺は「みなとまち（沿道）ゾーン」とします。

○ 「みなとまちの景観ゾーン」に含まれない区域のうち、本市の海岸付近を走る幹線道路である国道 42 号及びパールロードにより、「山地の景観ゾーン」と「海岸と島の景観ゾーン」を区分します。

ただし、パールロード（一部、県道鳥羽磯部線等を含む）が海岸に近接する安楽島付近から石鏡付近までの区間は、内陸側の稜線を区分線とします。また、生浦湾周辺では湾奥部の農地を「海岸と島の景観ゾーン」に含めます。

② 区分線

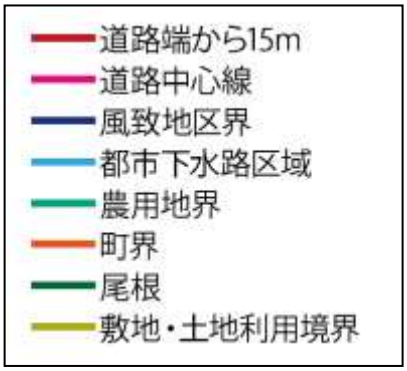

【線的な景観】

一般区域のうち、線的な景観を形成する「国道 42 号沿道ゾーン」、「国道 167 号沿道ゾーン」、「パールロード沿道ゾーン」は以下の考え方に基づいて区分します。

① 基本的な考え方

○ 沿道ゾーンの範囲は、国道 42 号、国道 167 号、パールロード（県道鳥羽磯部線の一部を含む）の沿道の概ね 1 宅地分の奥行きとなる「道路端から 15m」とします。

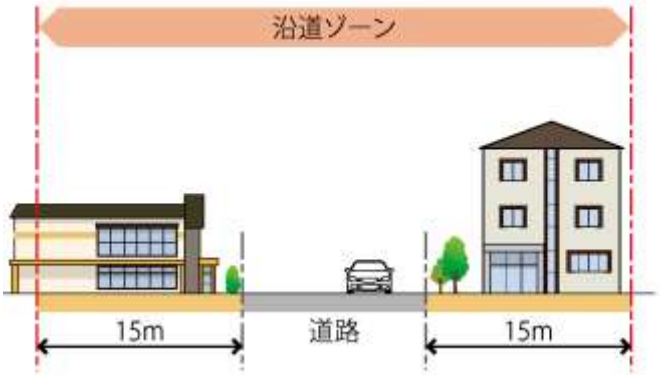

なお、国道 167 号沿道ゾーンについては、近鉄志摩線の各駅周辺や沿線、また国道 167 号との間に囲まれた区域においても同様の沿道景観の誘導を図ることが望ましいため、区域を一体的にとらえることとします。

② 区分線

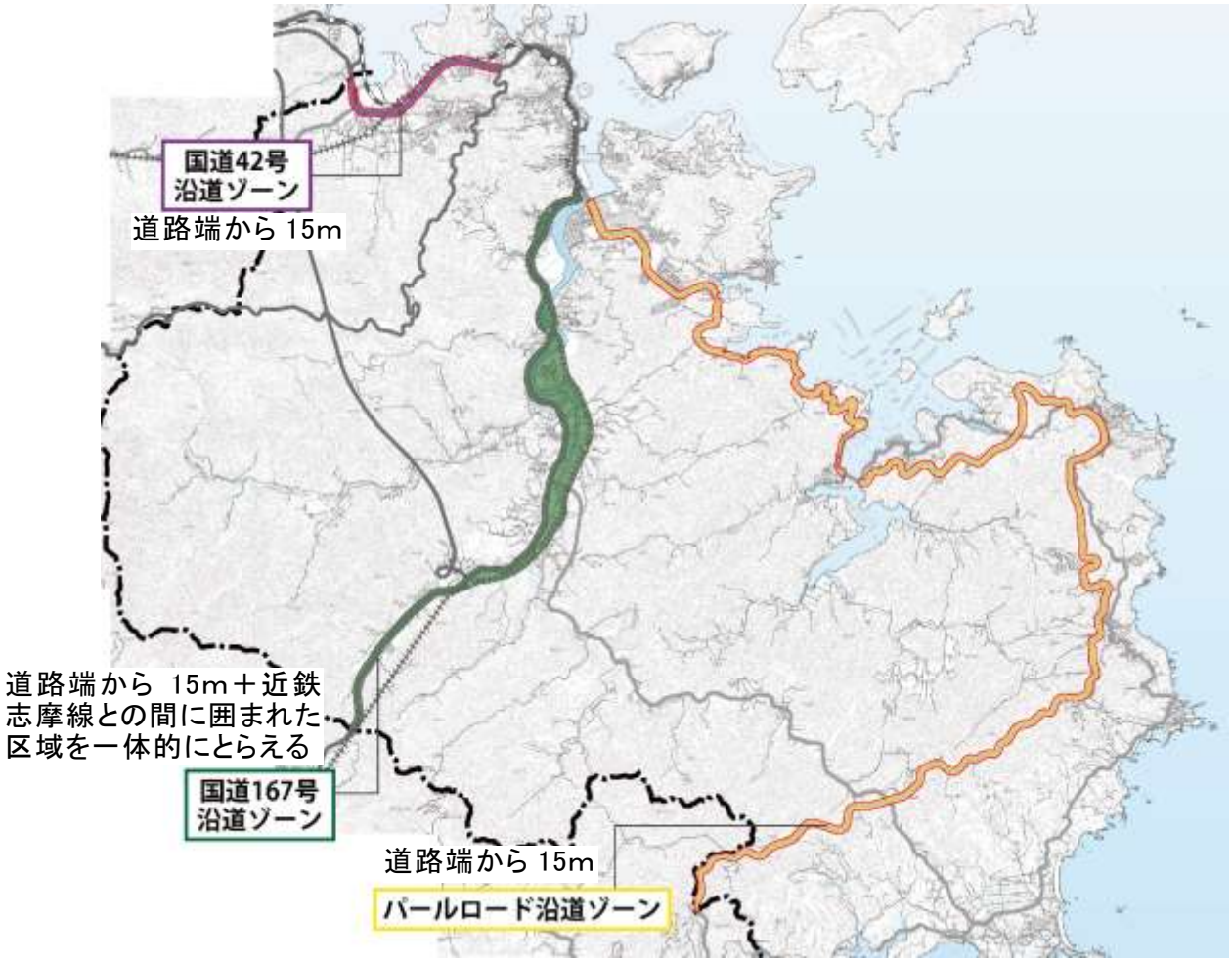

(2) 鳥羽湾眺望重点ゾーンの区分

① 基本的な考え方

○ 景観形成上重要な眺望景観が重なり合う鳥羽湾を取り囲む、概ね山稜から内側の範囲を鳥羽湾眺望重点ゾーンとして位置づけます。

② 区分線

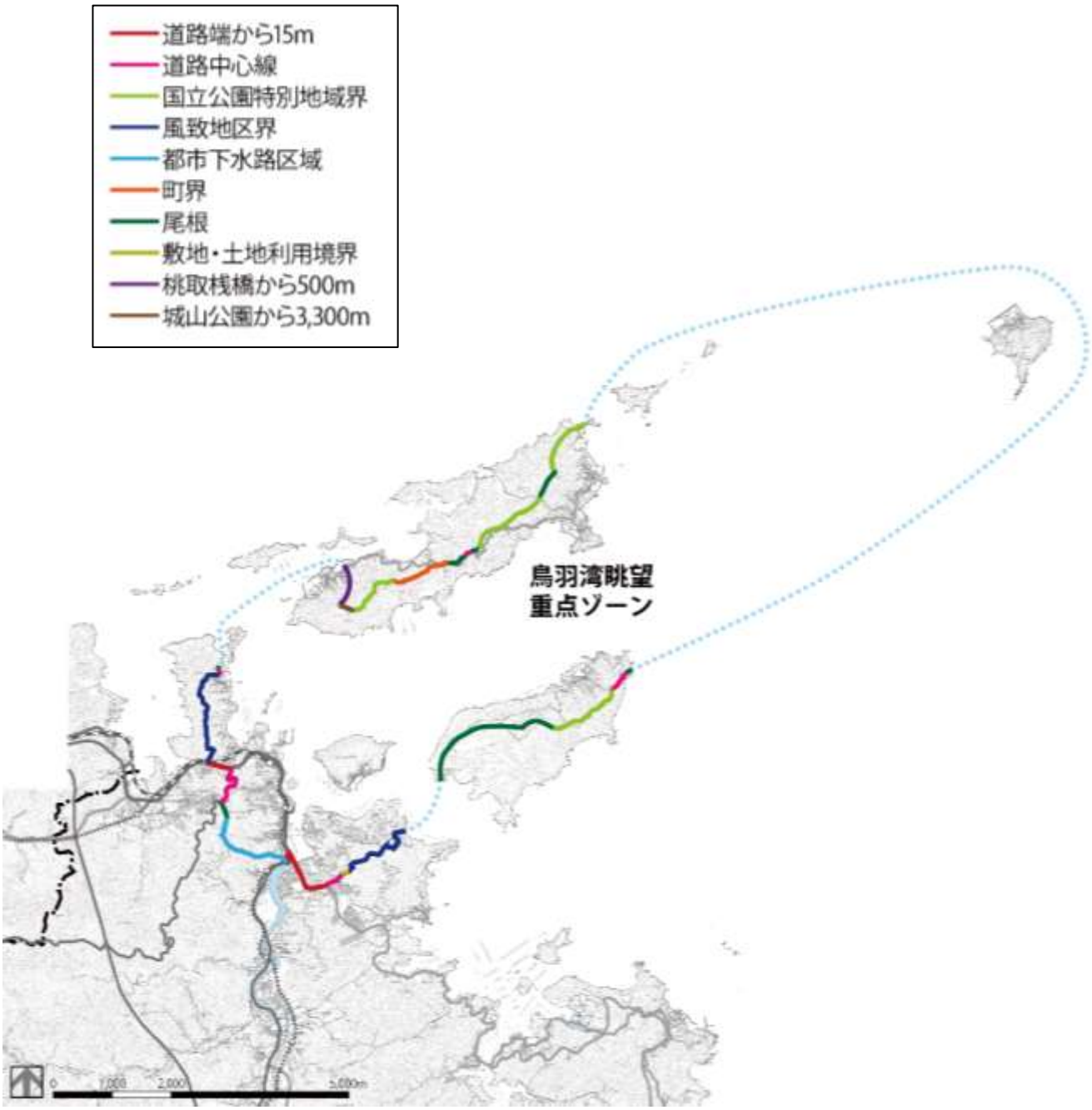

【眺望景観重点地区（近景・中景）】

鳥羽湾眺望重点ゾーンにおける「眺望景観重点地区（近景・中景）」の区分線の根拠は、次のとおりです。

鳥羽市内の誇れる視点場

カモメの散歩道

城山公園

① 基本的な考え方

○ 「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究－伊勢志摩地域をケーススタディとして－（平成23年3月/三重大学大学院工学研究科浅野研究室、三重県県土整備部景観まちづくり室）」において選定された、「城山公園」及び「カモメの散歩道」の2箇所の「誇れる視点場」からの眺望景観を位置づけます。

○ 「眺望景観重点地区（近景）」は、鳥羽駅を中心に形成された商業系用途地域を含む中心市街地であることから、同研究に基づく「カモメの散歩道眺望景観保全地区」の近景保全区域を基本に、区域を一体化し設定します。また、同区域の景観形成基準のそれぞれの趣旨を参考とし、周辺の自然景観との調和や眺望景観を阻害しないよう配慮する定性的基準を設けます。なお、カモメの散歩道を視点場とした陸側への眺望景観は、日和山及び城山公園に遮られるため、城山公園眺望保全地区の視点場と基準点（「伊勢湾フェリーターミナル付近の護岸角地」及び「佐田浜第三駐車場付近の護岸角地」）を通る線より西側（陸側）については、「眺望景観重点地区（近景）」を設定しないこととします。また、「国立公園特別地域」の範囲は除きます。

○ 「眺望景観重点地区（中景）」は、同研究に基づく中景保全区域の範囲と景観形成基準を基本とし、鳥羽湾眺望重点ゾーンの区域内で設定します。ただし、「国立公園特別地域」「漁港周辺近景保全地区」の範囲は除きます。

三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究		鳥羽市景観計画
城山公園眺望景観保全地区	カモメの散歩道眺望景観保全地区	鳥羽湾眺望重点ゾーン 眺望景観重点地区
近景保全区域：視点場から半径500mの範囲	近景保全区域：視点場から半径750mの範囲	・**眺望景観重点地区（近景）** 周辺の自然景観との調和や眺望景観を阻害しないよう配慮する定性的基準を設け一体化するとともに、城山公園視点場と基準点2点を通る線より西側（陸側）については、眺望景観重点地区（近景）を設定しない。
中景保全区域	※城山公園眺望景観保全地区と同じ範囲	・**眺望景観重点地区（中景）** 同研究に基づく範囲と景観形成基準を基本とする。

図　「城山公園眺望景観保全地区」及び「カモメの散歩道眺望景観保全地区」眺望保全区域

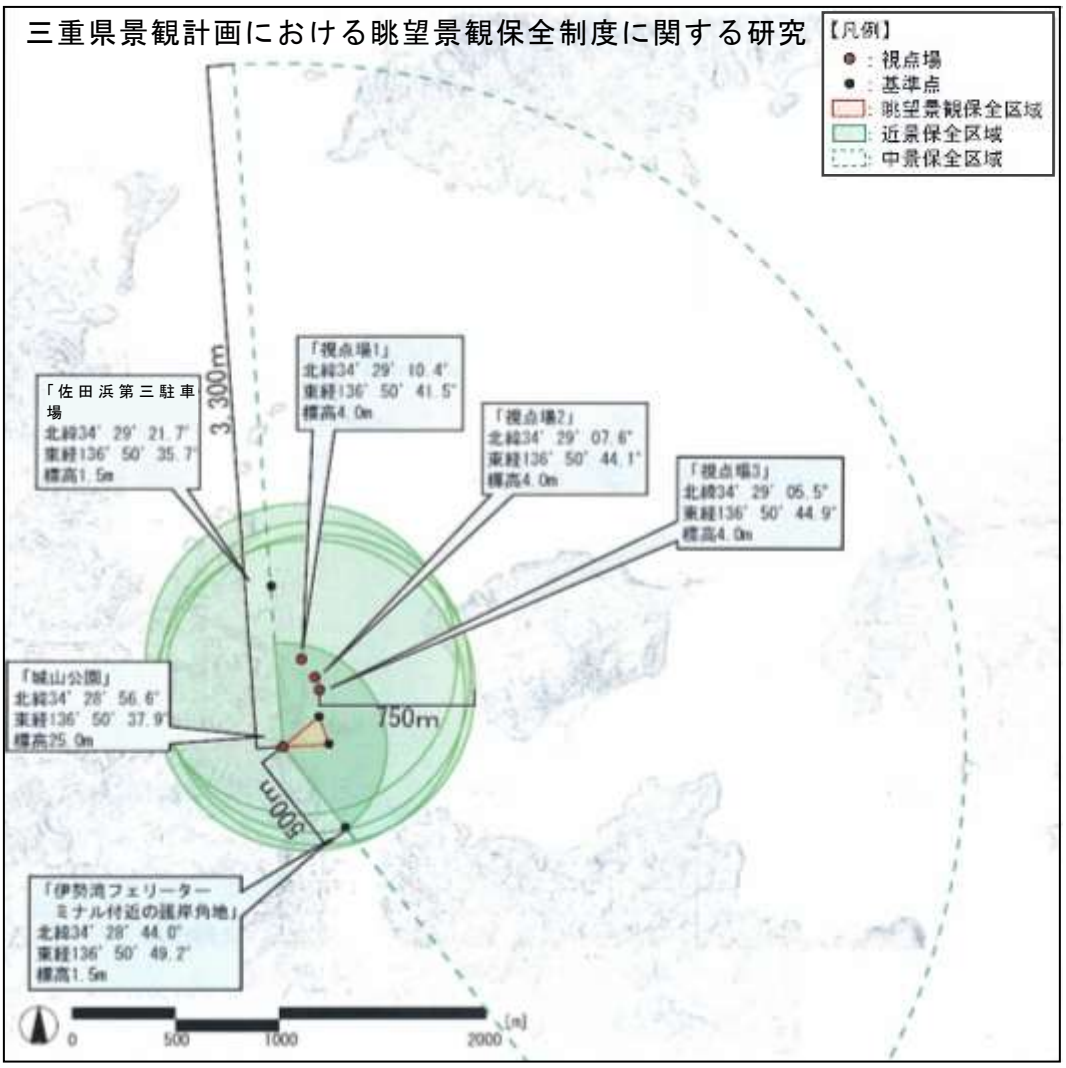

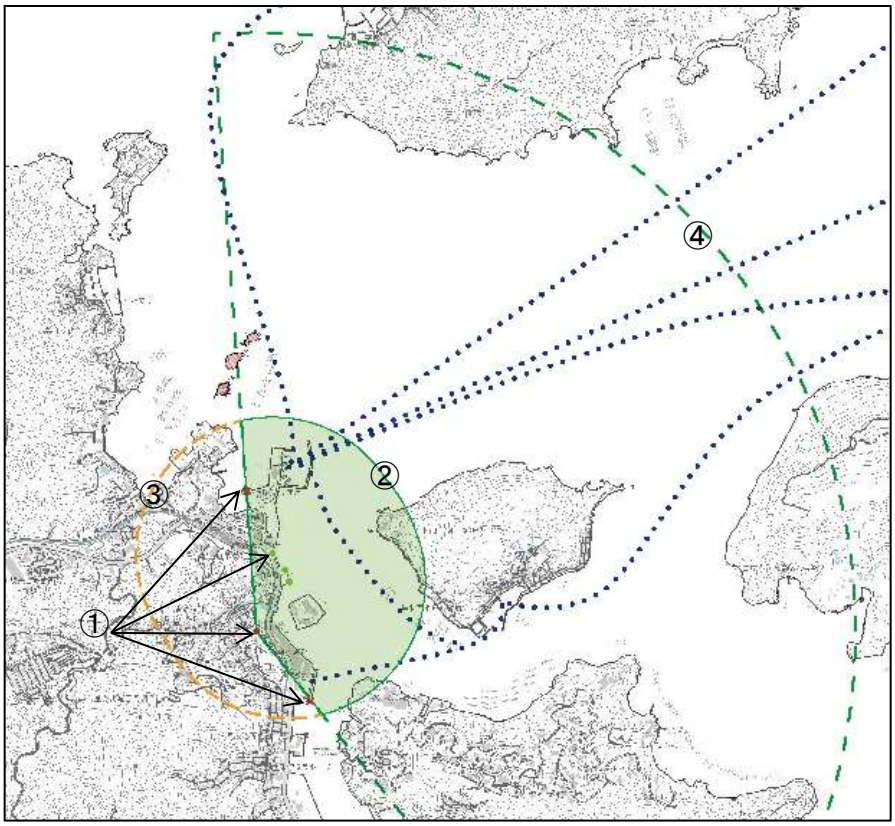

①視点場と基準点は同研究に基づく点とする
②近景保全区域は一体化する
③城山公園視点場と基準点２点を通る線より西側（陸側）については、近景保全区域を設定しない
④中景保全区域は同研究に基づく範囲とする

② 区分線

図 眺望景観重点地区（近景）区域図

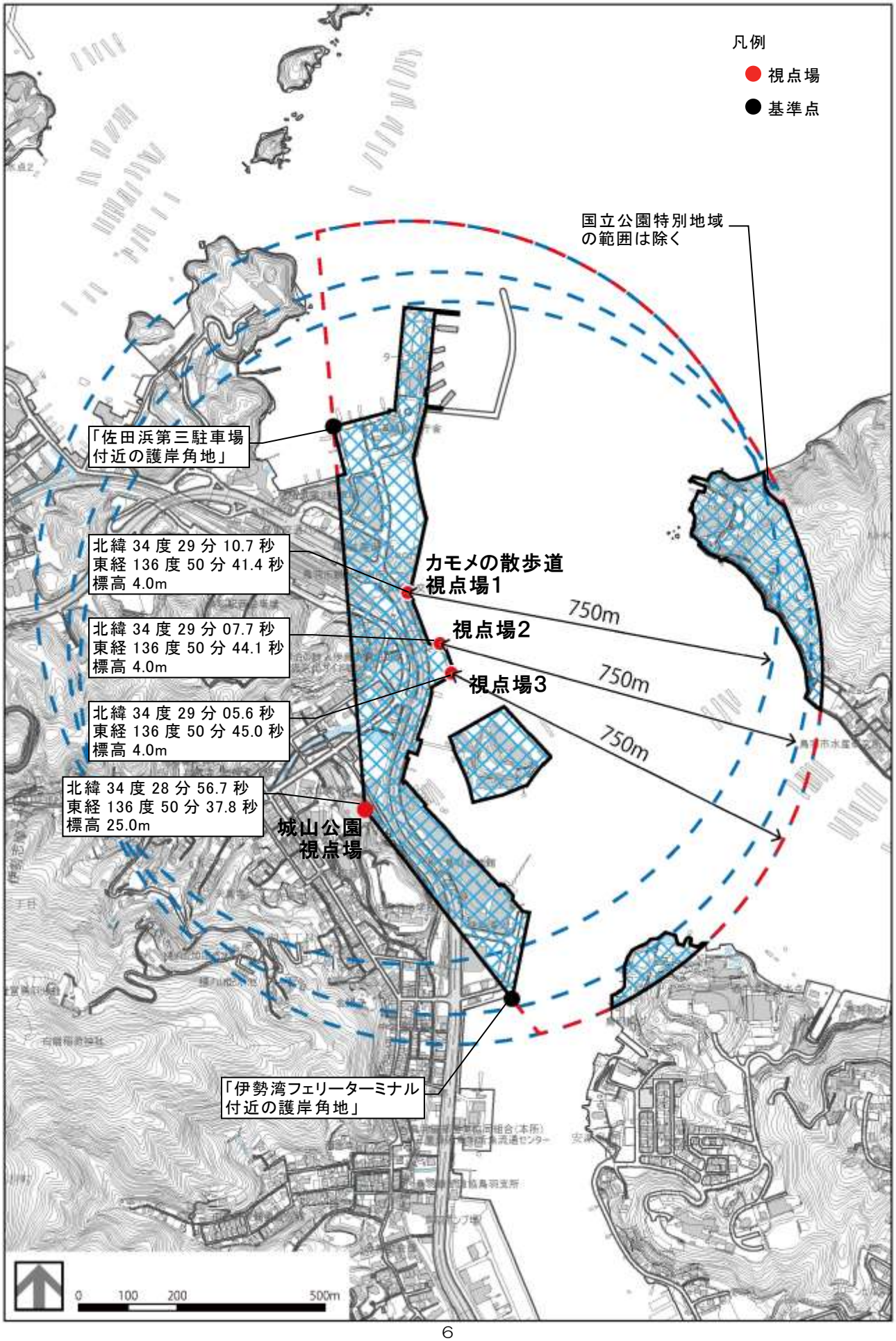

図　眺望景観重点地区（中景）区域図

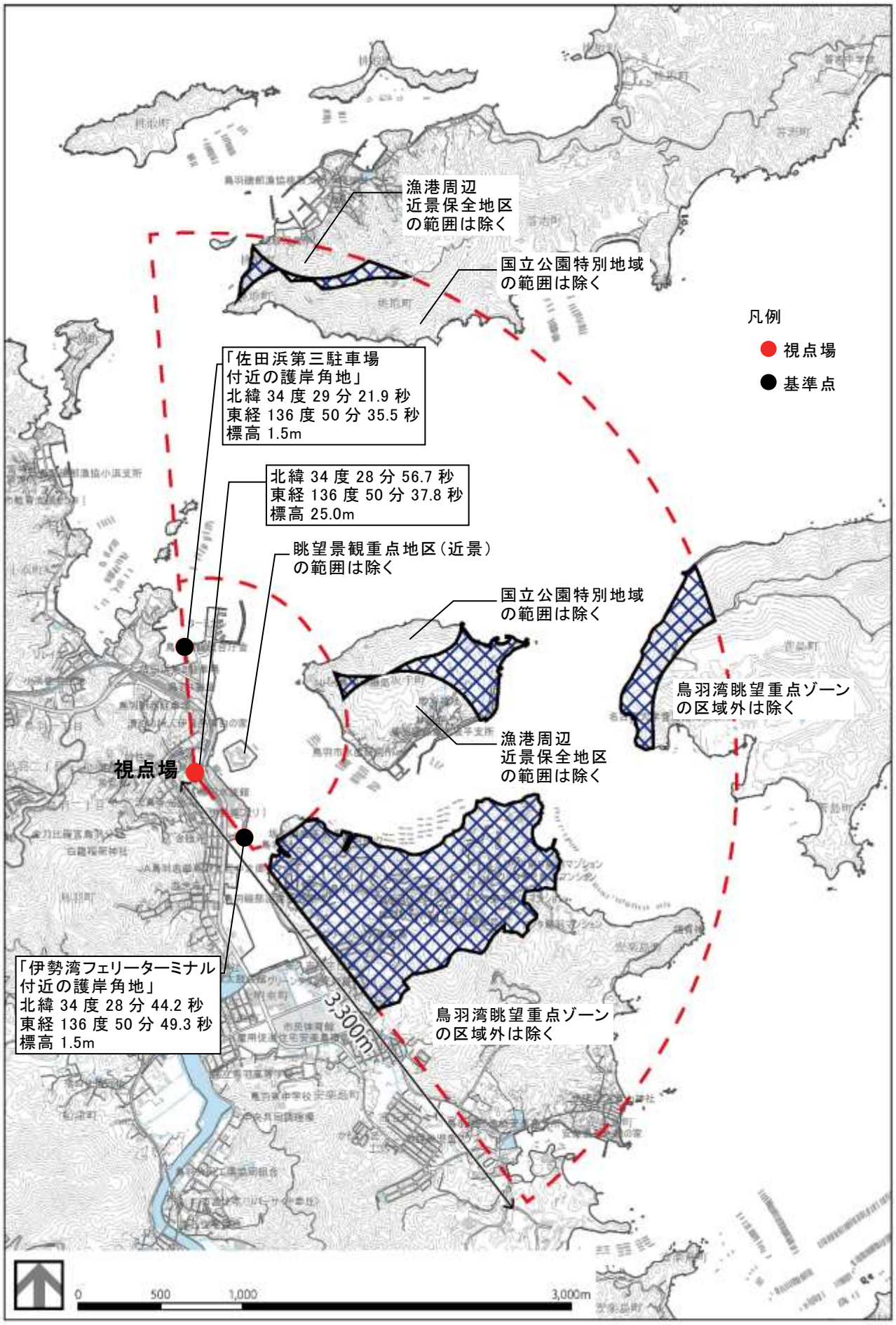

③　三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究（関連部分抜粋）

「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究」における視点場設定等に係る記述を抜粋すると次のとおりです。

参考　三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究（抜粋）

(1) 眺望景観とは

○　視距離について

視距離とは、視点場から視対象としての景観までの距離により、景観の見え方がどのように変化するかを明らかにする指標である。視距離の指標化については、建築物の見え方による指標化と、樹木の見え方による指標化が成されている。

芦原義信は、基準となる対象を人間ではなく、建築とし、建築の距離による見え方の違いに着目して都市空間の大きさを分類している。また、自然環境アセスメント研究会では、距離によって建築物等の認知を規定する要因として、テクスチュア、色彩、形態等を用いており、それらの見え方の変化によって距離の指標化を行っている。

一方、景観の領域というのは窓近き群竹から遠くに見える山並みにまで及び、日本の景観における卓越した景観要素は森林・樹木であるといえ、景観における距離を分類する基準となる対象として、樹木を設定し、樹木の距離による見え方の変化を基準として量的分類、すなわち距離の指標化をする。

近景	建築物等を根拠とする場合	建築物等の見え方により距離を規定した場合は、近景とは、建築表面の模様や形の複雑さ(テクスチュア・ディテール)を確認することができる距離である約500mまでを指す。
	樹木を根拠とする場合	一方、樹木の見え方により距離を規定した場合は、一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域のことを指す。一本の樹木の全体を、視線を移動させることなく、明瞭な視覚で捉えることのできる距離、すなわち視覚1°の熟視覚で捉えることのできる距離を近景と中景を区分する定量的な目安とする。これは対象の大きさの約60倍の距離であり、広葉樹が主たる視覚目標のとき約360m、針葉樹のときは約180～240mとする。
中景		中景とは、一本一本の樹木のアウトライン、すなわち樹冠は見ることができるが、近距離景でみられた一本一本のディテールは、もはや捉える事の出来ない領域のことを指す。一般に景観の主景となり、地形の重なり具合などによって作り出される三次元的な、最も景観的な形姿が展開される。中景と遠景を区分する定量的な目安を3°（※1)とすると広葉樹においては約6.6km針葉樹においては約3.3～4.4kmとなる。これは対象の大きさの約1,100倍の距離である。 ※1:3°　ここでいう3°という数値は樋口忠彦らの実際の観察において、肉眼で認識できる視覚の角度である。
遠景		遠景とは、大きな植生分布の変化、沢、谷などは見ることができるけれども、一本一本の樹木のアウトラインは見ることができない領域のことを指す。空気遠近法の影響でテクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化になり、それも淡くなるため、空より淡い背景として中景を引き立たたせる。そのため遠景は主として、景観における背景としての役割を務めることになる。

※次頁に続く

○　景観の工学的把握方法の定義

前節における景観の工学的把握方法における定説の整理を踏まえ、本研究における景観の工学的把握方法を以下のように定義する。

視野	静視野	静視野におけるコーン説を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定した場合の視野を60°とする。
	両眼視野	両眼視野を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定しない場合の視野を120°とする。
視距離	近景	建築物表面の模様や形の複雑さ(テクスチュア・ディテール)が見える距離を根拠とし、視点場から500m未満を近景とする。
	中景	樹木1本1本のアウトラインが見える距離を根拠とし、視点場から500m以上3,300m未満を中景とする。
	遠景	樹木1本1本のアウトラインが見えなくなる距離を根拠とし、視点場から3,300m以上を遠景とする。

(2) 視対象・視点場の設定方法

○　視対象・視点場の詳細設定（STEP1）

i)視対象の詳細設定

まず、視対象を、輪郭が明確である「ランドマーク型」眺望景観と、視野に広がりがある「パノラマ型」眺望景観に分類する。

図 7-1-2-2　「パノラマ型」眺望景観における視対象の詳細設定のイメージ

※次頁に続く

ii)視点場の詳細な位置の設定

視点場の詳細な位置(緯度、経度、標高)は、以下の項目を検討のうえ、視対象を最も良好に眺望できる場所とする。

①視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できる場合	視点場を1箇所に特定できる場合	視対象と関係が深い場所(視対象に関する説明が書かれている案内板等)が存在する場合、その正面から水平距離1.0m(もしくは0.5m)※1の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。
	視点場を1箇所に特定できない場合	視対象と関係が深い場所が存在するが眺望を阻害する要因(樹木等)があり視対象への眺望を確保できない場合、視点場をもう1箇所程度追加設定する。
②視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できない場合	角地や中心点を特定しやすい場合	角地や中心点を特定しやすい(展望施設や駐車場等)場合、視対象に向かって角地または中心点、視対象側の境界から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。
	目印となる場所が存在する場合	目印となる場所(樹木等)が存在する場合、目印となる場を2箇所選び、その中心点、視対象側の境界から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

※1眺望景観保全制度を運用しやすいよう、ラウンドナンバーである1.0mもしくは0.5mを用いる。

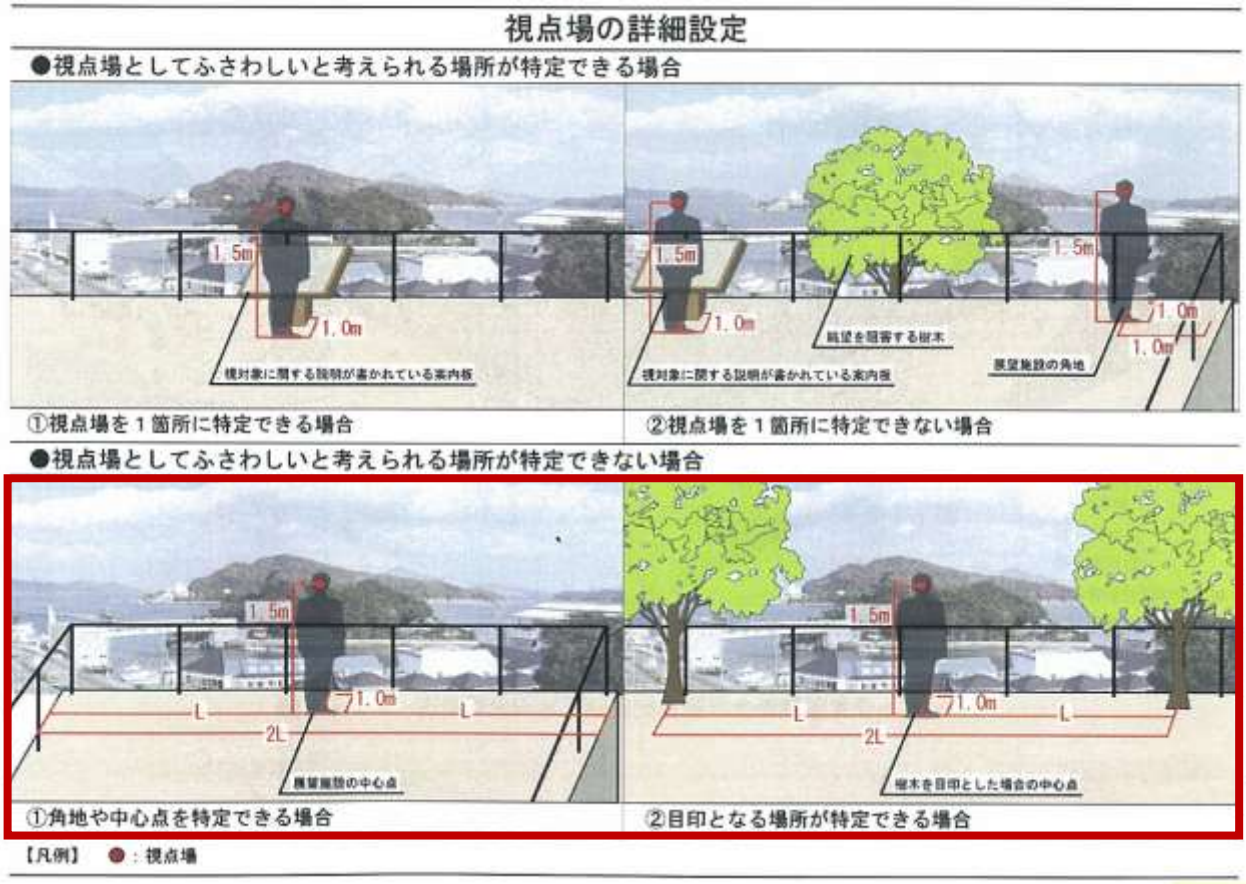

※表・図中 □ は今回採用した視点場設定のタイプ

※次頁に続く

○　近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（STEP2）

視対象がパノラマである場合は以下の手順で、近景保全区域及び眺望景観保全基準を設定する。

①眺望景観区域を設定する

「STEP1視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500ｍ以内を近景保全区域とする。ただし、視点場から500ｍ付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全区域がその建築物等を含むよう若干の区域拡大を検討する。

②眺望景観保全基準を設定する

近景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

表 7-1-2-4　近景保全区域における眺望景観区域及び眺望景観保全基準

眺望景観区域の名称	眺望景観区域の設定	眺望景観保全基準の内容	
近景保全区域	視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内	高さ	「稜線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
		形態	勾配屋根であること 塔屋を設けないこと等
		色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること

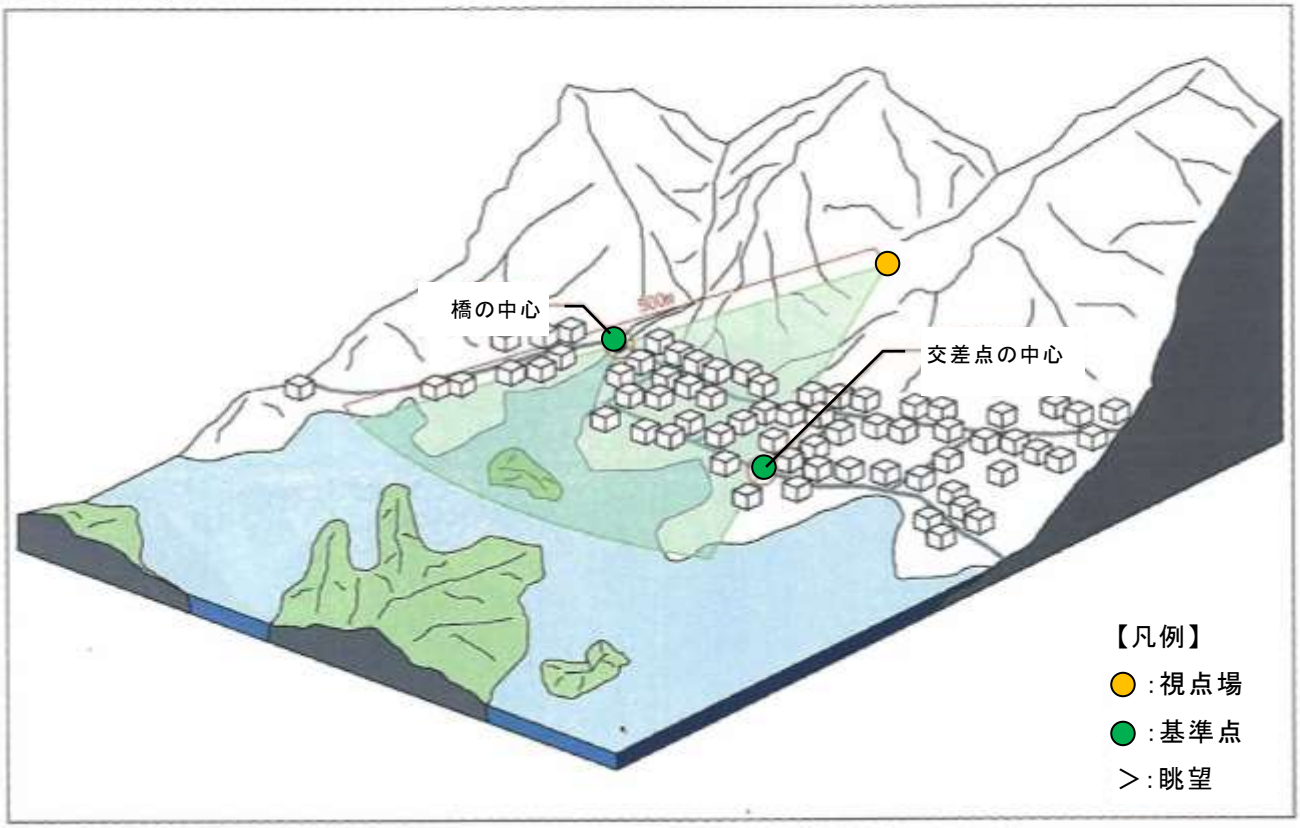

図 7-1-2-7　近景保全区域及び眺望景観保全基準設定のイメージ

※次頁に続く

○　中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（STEP3）

続いて、以下の手順で中景保全区域及び眺望景観保全基準を設定する。

①眺望景観区域を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500ｍ～3,300ｍ以内を中景保全区域とする。（近景保全区域は除く）

②眺望景観保全基準を設定する

中景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等についての基準を定める。

表 7-1-2-5　中景保全区域における眺望景観区域及び眺望景観保全基準

眺望景観区域の名称	「パノラマ型」眺望景観保全制度		
	眺望景観区域の設定	眺望景観保全基準の内容	
近景保全区域	視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内	高さ	「稜線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
		形態	勾配屋根であること 塔屋を設けないこと等
		色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること
中景保全区域	視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径3300m以内（近景保全区域は除く）	高さ	「稜線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
		形態	
		色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること

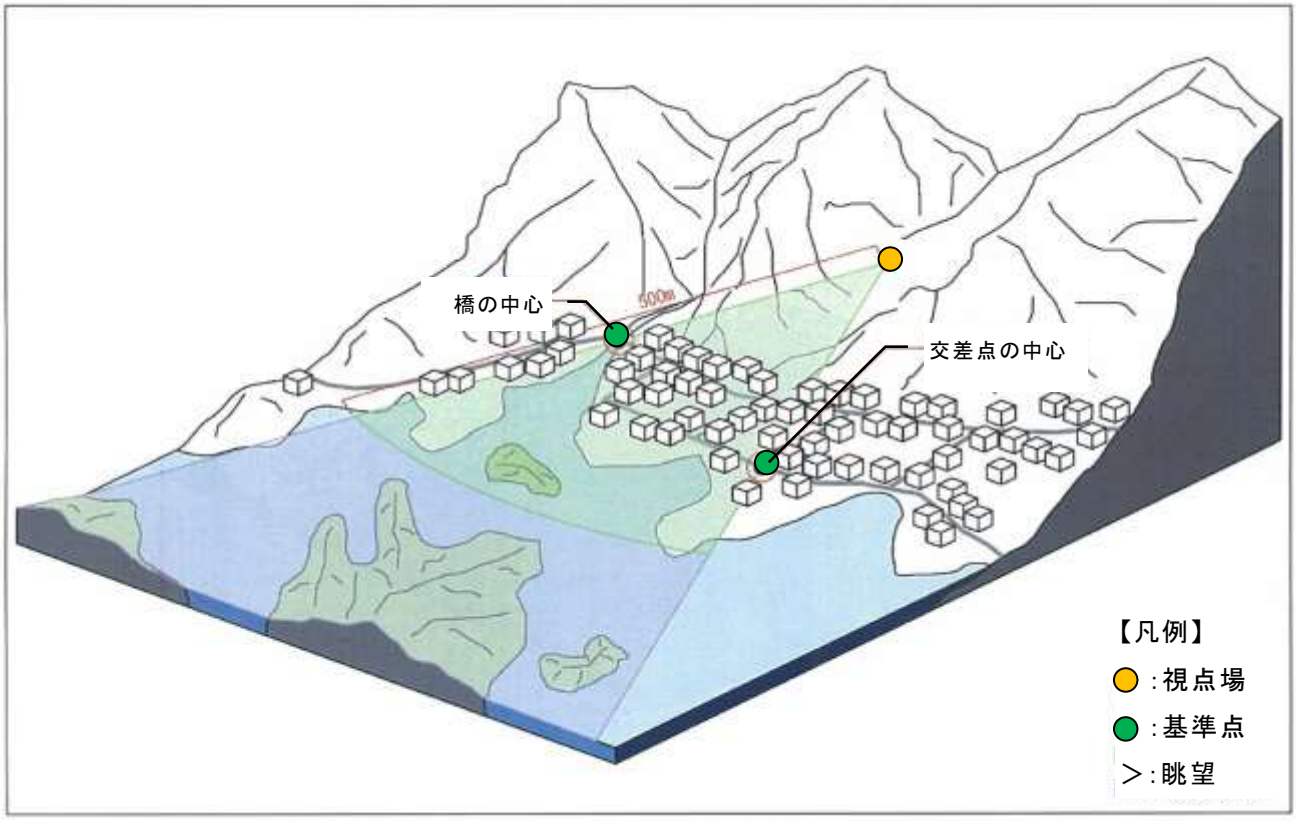

図 7-1-2-8　中景保全区域及び眺望景観保全基準設定のイメージ

※次頁に続く

ＳＴＥＰ１～３に基づく「城山公園眺望景観保全地区」及び「カモメの散歩道眺望景観保全地区」の設定は次のとおり記述されています（旧施設名等は現状にあわせて更新・修正済み）。

① 城山公園眺望景観保全地区

「城山公園」から「日和山、答志島、坂手島、安楽島、ミキモト真珠島等」の自然景観を眺望できる良好な眺望景観を保全するため、「城山公園眺望景観保全地区」を指定します。

ⅰ）視対象・視点場の詳細設定

①視対象の詳細設定

ミキモト真珠島への「ランドマーク型」眺望景観及び、「日和山、答志島、坂手島、安楽島、ミキモト真珠島等」の自然景観を一望できる「パノラマ型」眺望景観である。

写真 7-2-2-16 「城山公園」からの眺望景観

視対象となる「ミキモト真珠島」の裾野までの眺望を確保することとし、ミキモト真珠島の裾野が海水面に接する高さ（標高 0m）において、ミキモト真珠島の両端にそれぞれに基準点を指定する。

図 7-2-2-42 「城山公園眺望景観保全地区」における基準点（ミキモト真珠島両端）の位置

また、視点場から眺望できる範囲を含むよう民間の開発の可能性が無い公共用地である「伊勢湾フェリーターミナル付近の護岸角地」及び「佐田浜第三駐車場付近の護岸角地」に基準点を指定する。

※次頁に続く

②視点場の詳細設定

視点場候補地周辺には、設置型ベンチと石碑、樹木が存在する。視点場候補地周辺には、特に視点場にふさわしいと考えられる場は存在しないため２本の樹木を目印とし、視点場の位置は、２本の樹木の中心、視対象側の手すりから水平距離 1.0ｍの位置（緯度、経度）における垂直距離 1.5ｍの高さ（標高）（北緯 34‘28’58.6°、東経 136‘50’36.0°、標高 20.0ｍ）の位置とする。

「城山公園眺望景観保全地区」における基準点（佐田浜第三駐車場付近の護岸角地）の位置

「城山公園眺望景観保全地区」における基準点（伊勢湾フェリーターミナル付近の護岸角地）の位置

「城山公園眺望景観保全区域」における視点場の位置

【凡例】 ●：視点場

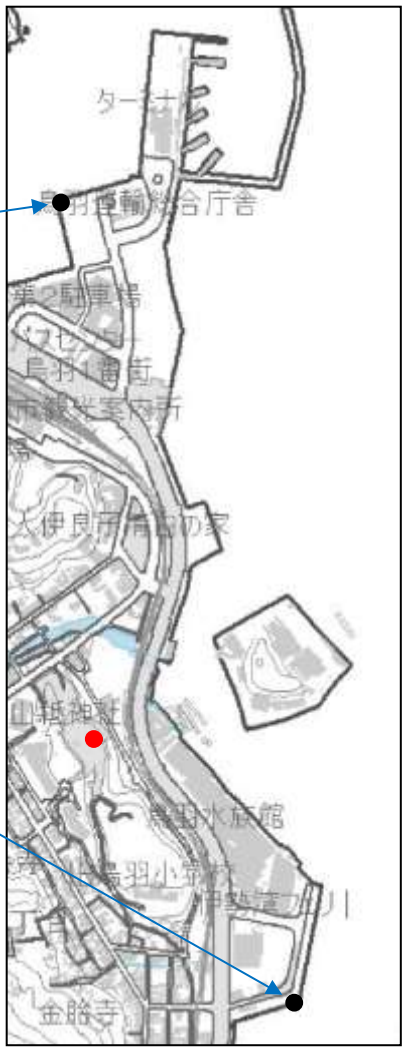

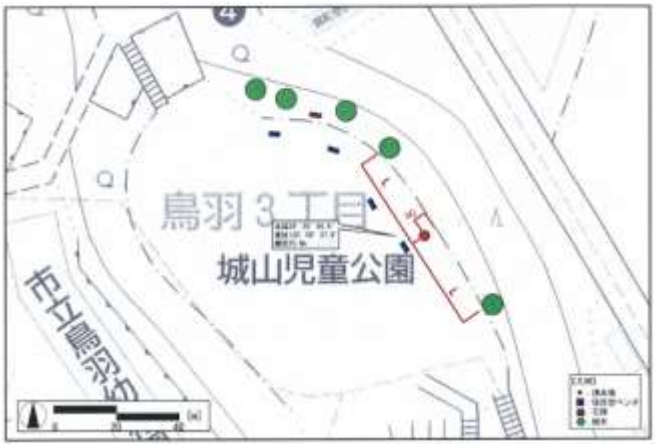

「城山公園眺望景観保全区域」における視点場の位置
（ゼンリン住宅地図 1/1500 を基に作成）

※次頁に続く

ⅱ）眺望景観保全区域及び眺望景観保全基準の設定（ＳＴＥＰ２）

「ＳＴＥＰ１視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点（ミキモト真珠島の裾野）の３点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を眺望景観保全区域とする。

ⅲ）近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（ＳＴＥＰ３）

「ＳＴＥＰ１視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点（「伊勢湾フェリーターミナル付近の護岸角地」及び「佐田浜第三駐車場付近の護岸角地」）を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500m以内の範囲を近景保全区域とする。

ⅳ）中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（ＳＴＥＰ４）

「ＳＴＥＰ１視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点（「伊勢湾フェリーターミナル付近の護岸角地」及び「佐田浜第三駐車場付近の護岸角地」）を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500ｍ～3,300ｍの範囲を中景保全区域とする。

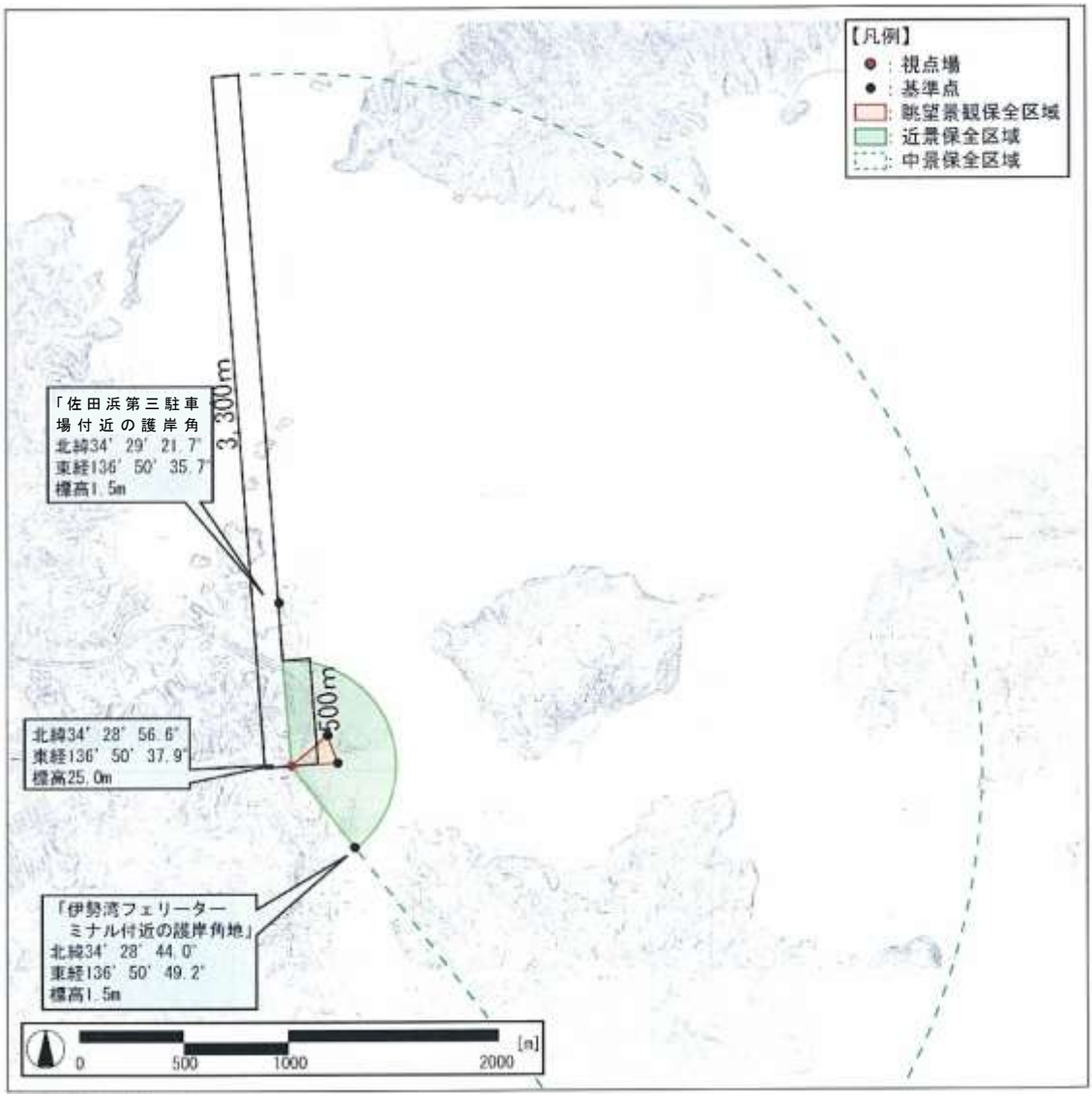

図 7-2-2-4 「城山公園眺望景観保全地区」における眺望景観区域
（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）

※次頁に続く

城山公園眺望景観保全基準は、表 7-2-2-6 のとおり定める。

表 7-2-2-6　城山公園眺望景観保全基準

眺望景観保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、眺望景観保全区域に規定する「標高面」を超えてはならない。ただし、眺望景観保全制度が定められた時点で、現に存する建築物又は現に工事中の建築物で、高さが「標高面」を超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とし、また「標高面」を超える部分の四方の見つけ面積の総和は、建て替え前と同等以下にしなければならない。
近景保全区域	高さ	・高さは敷地地盤面から15m以下とする。ただし、眺望景観保全制度が定められた時点で、現に存する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ15mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とし、また15mを超える部分の四方の見つけ面積の総和は、建て替え前と同等以下にしなければならない。
	形態・意匠	・屋根は勾配屋根であること。 ・塔屋を設けないこと。 ・建築物等は、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観に配慮し、特に視点場から視認される部分については、眺望の阻害にならないよう配慮すること。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観への良好な眺めを阻害しないよう配慮したものとすること。
	その他	・日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。
中景保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る緑の稜線を超えないよう配慮すること。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観との調和にも配慮したものとすること。
	その他	・日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。

② カモメの散歩道眺望景観保全地区

「カモメの散歩道」から「答志島、坂手島、安楽島、日和山、城山、ミキモト真珠島等」の自然景観を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「カモメの散歩道眺望景観保全地区」を指定します。

ⅰ）視対象・視点場の詳細設定

①視対象の詳細設定

「答志島、坂手島、安楽島、日和山、城山公園、ミキモト真珠島等」の自然的景観を一望できる「パノラマ型」眺望景観である。

写真 7-2-2-18「カモメの散歩道」からの眺望景観（海側）

写真 7-2-2-19「カモメの散歩道」からの眺望景観（陸側）

視対象は視点場から全方位（360°）に広がっている。

海側へ向かって視点場から眺望できる範囲は、「城山公園から眺望できる範囲」と概ね同じである。また、陸側へ向かって視点場から眺望できる範囲は、日和山及び城山公園に遮られるため、中景域の視距離を必要としない。（基準点は設定しない）

※次頁に続く

②視点場の詳細設定

視点場候補地周辺には、遊歩道と設置型ベンチが存在する。視点場が遊歩道であることから角地や中心点が特定しやすい。このことから、視点場の位置は、遊歩道の入口における遊歩道中心、地盤面から高さ 1.5mの位置（視点場 1:北緯 34‘29’10.4°、東経 136‘50’41.5°、標高 4.0m）及び、海に突き出して曲がる遊歩道角地境界から水平距離 1.0m、地盤面から高さ 1.5mの位置（視点場 2:北緯 34‘29’07.6°、東経 136‘50’44.1°、標高 4.0m、視点場 3:北緯 34‘29’05.5°、東経 136‘50’44.9°、標高 4.0m）の位置とする。

図 7--2-2-50 「カモメの散歩道眺望景観保全地区」における視点場の位置
（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）

※次頁に続く

ii）近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（ＳＴＥＰ２）

視対象が全方位に広がるため、視点場から 360°の範囲とする。この時、坂手島に建つ建築物の意匠を目視で確認できるため、坂手島前面を含むよう、視点場から半径750ｍの範囲を近景保全区域とする。

近景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii）中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（ＳＴＥＰ３）

海側へ向かって眺望できる範囲は、「城山公園から眺望できる範囲」と概ね同じである。また、陸側へ向かって眺望できる範囲は、日和山及び城山公園に遮られるため、中景域の視距離を必要としない。このことから、中景保全区域は、「城山公園における中景保全区域」と同じ範囲とする。

中景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等についての基準を定める。

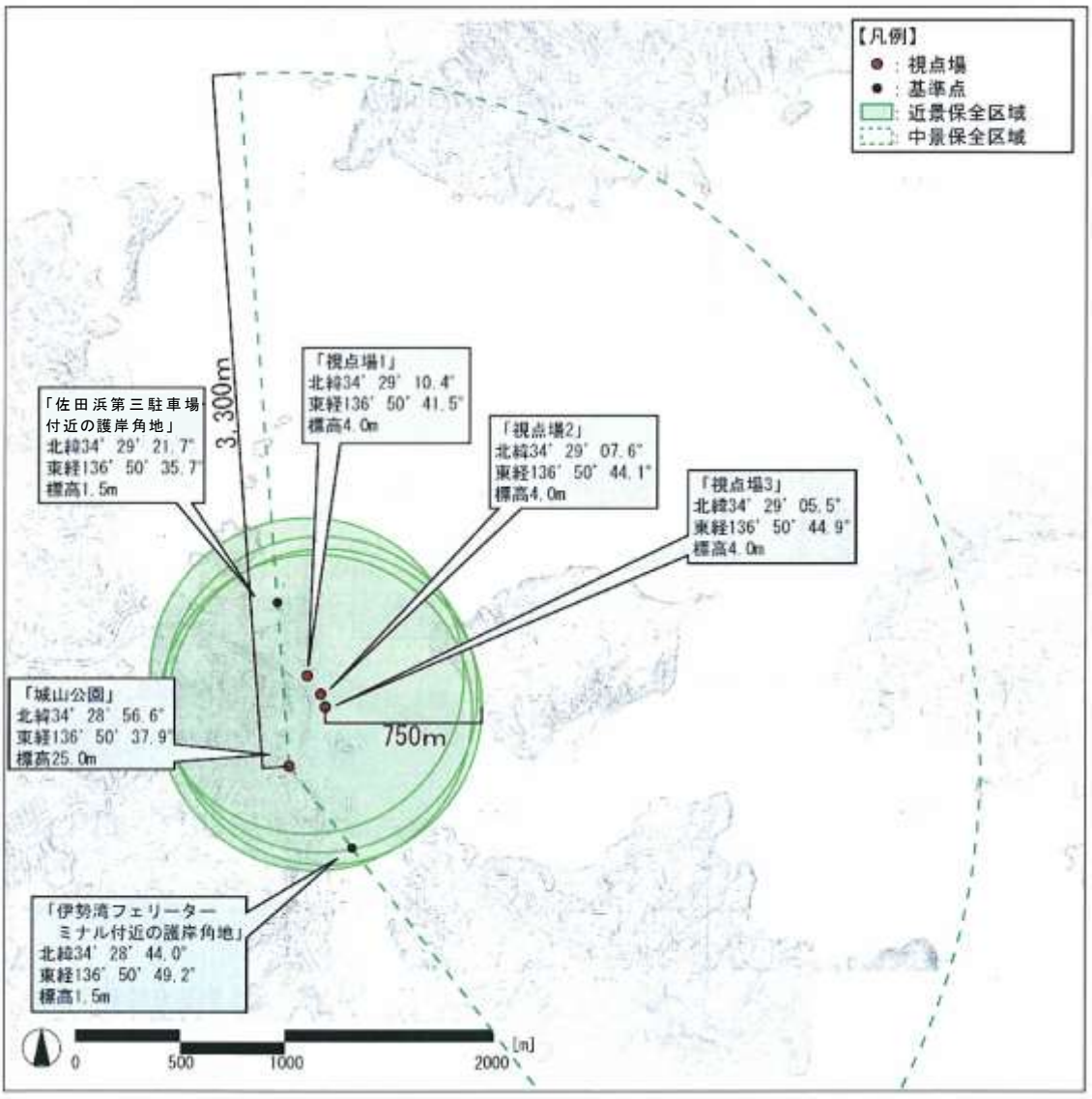

図 7-2-2-55 「カモメの散歩道眺望景観保全地区』における眺望景観区域
（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）

※次頁に続く

カモメの散歩道眺望景観保全基準は、表 7-2-2-7 の通り定める。

表 7-2-2-7　カモメの散歩道眺望景観保全基準

近景保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、日和山、城山公園、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る緑の稜線を超えないよう配慮すること。
	形態・意匠	・屋根は勾配屋根であること。 ・塔屋を設けないこと。 ・建築物等は、日和山、城山公園、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観に配慮し、特に視点場から視認される部分については、眺望の阻害にならないよう配慮すること。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、日和山、城山公園、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観への良好な眺めを阻害しないよう配慮したものとすること。
	その他	・日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。
中景保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る緑の稜線を超えないよう配慮すること。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観との調和にも配慮したものとすること。
	その他	・日和山、答志島、坂手島、真珠島、安楽島等から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。

【漁港周辺近景保全地区】

鳥羽湾眺望重点ゾーンにおける「漁港周辺近景保全地区」の区分線の根拠は、次のとおりです。

① 基本的な考え方

○ 定期船の入港時の船上から見える集落への眺望景観を保全するため、各漁港の「定期船桟橋と護岸の接続部の中央」を基準点として、建物等の表面の模様や色彩、形状の詳細を視認できる半径 500ｍの範囲を「漁港周辺近景保全地区」として位置づけます

図 基準点と視点場の考え方

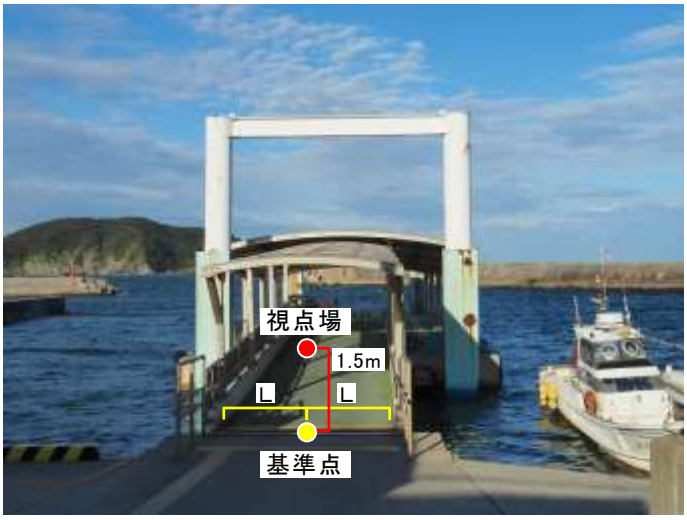

図 漁港周辺近景保全地区のイメージ

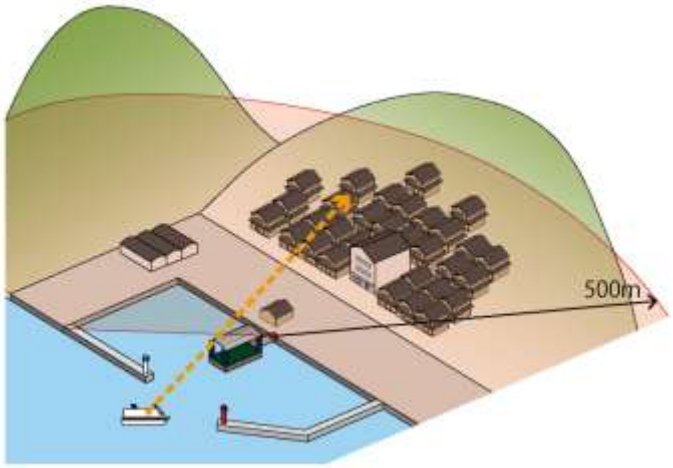

② 区分線と視点場

図 漁港周辺近景保全地区区域図(坂手島)

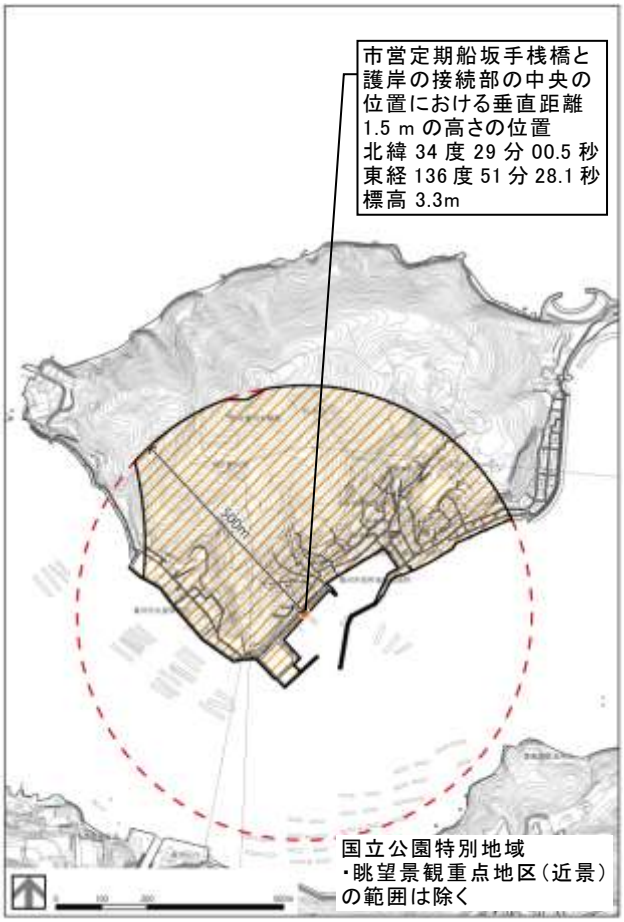

図 漁港周辺近景保全地区区域図(菅島)

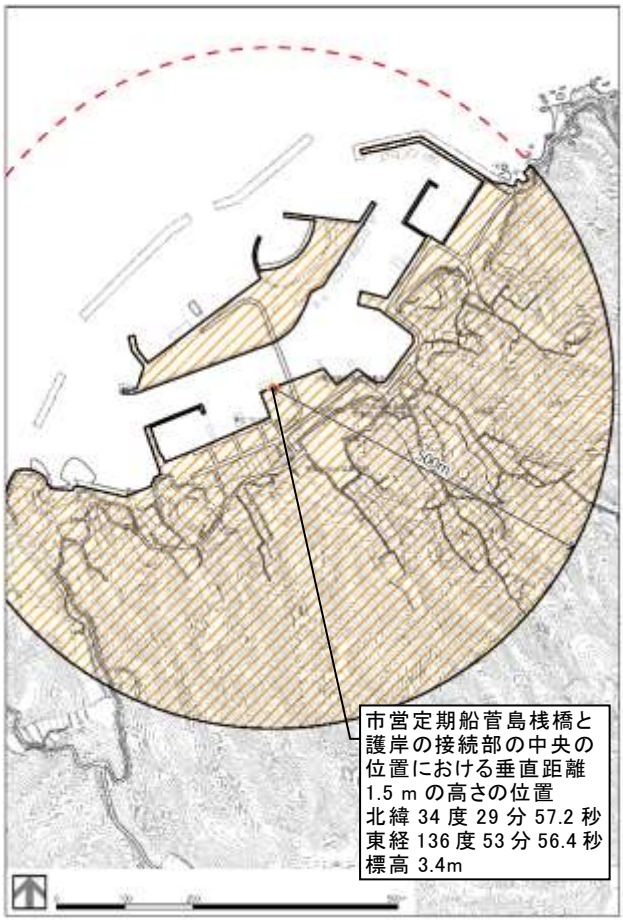

図　漁港周辺近景保全地区区域図(桃取)

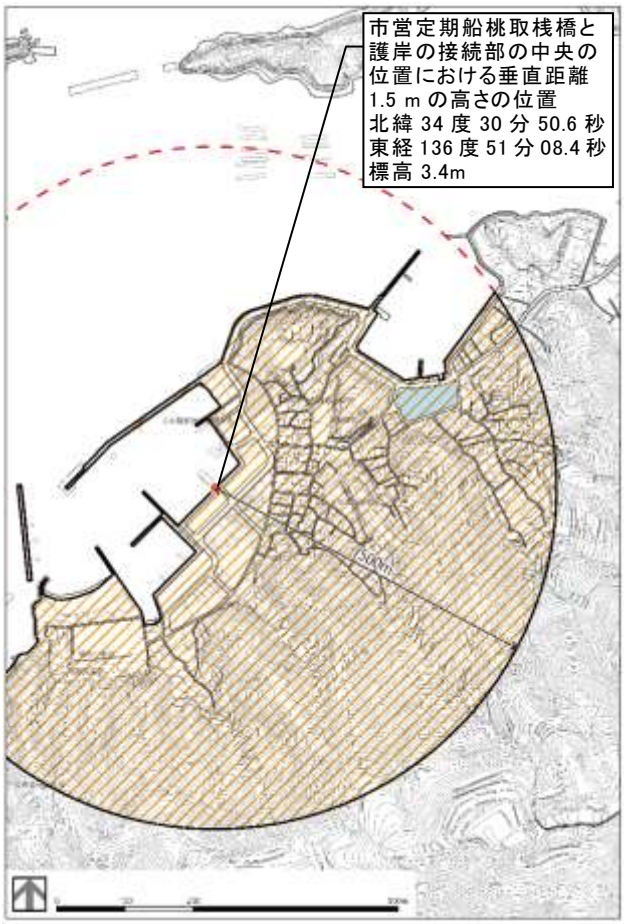

図　漁港周辺近景保全地区区域図(答志・和具)

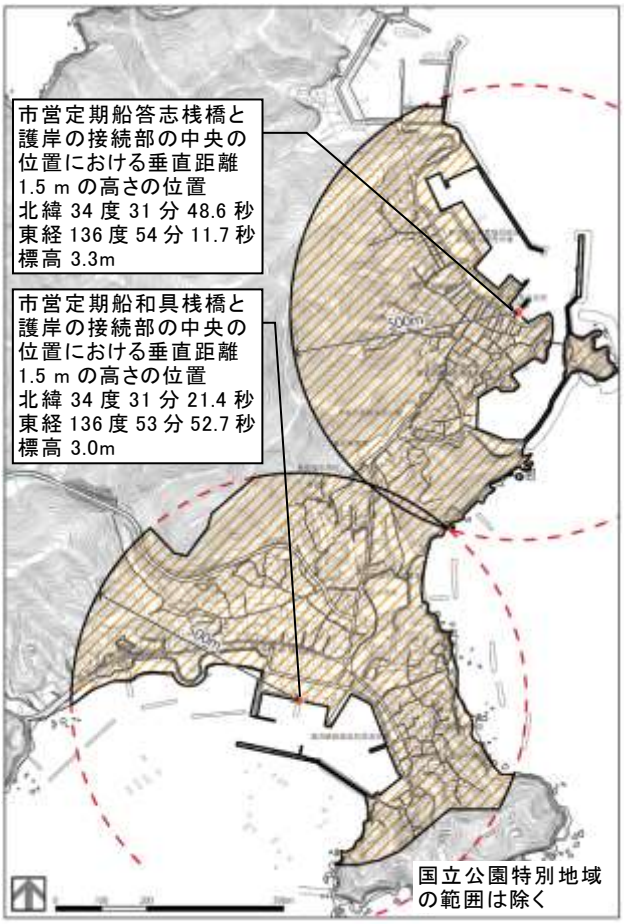

図　漁港周辺近景保全地区区域図(神島)

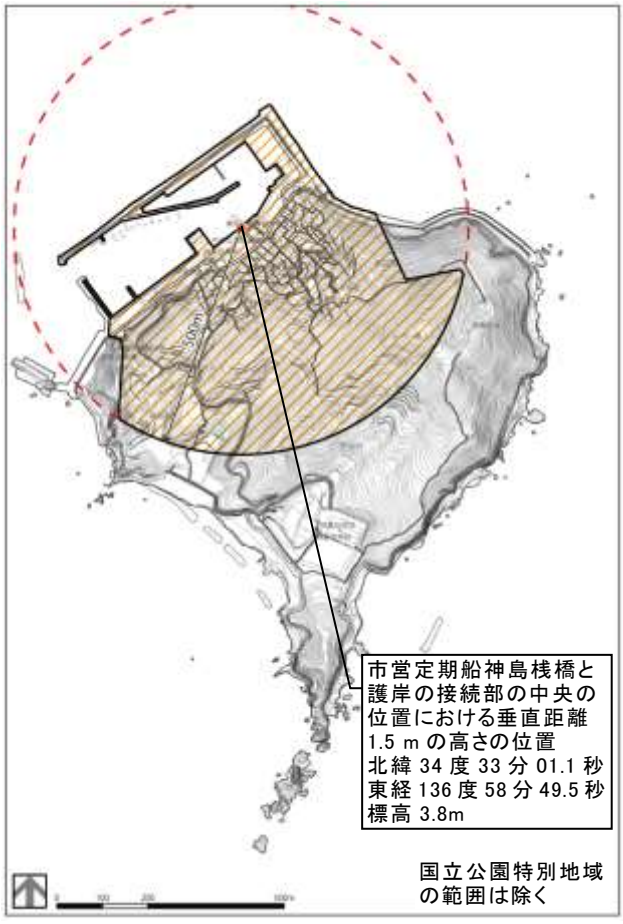

(3) 眺望保全ゾーンの区分

① 基本的な考え方

○ 「景観形成上重要な眺望景観」に位置付けられた視点場（18 か所）のうち、鳥羽湾眺望重点ゾーンに属さない視点場からの眺望景観を保全するため、「眺望保全ゾーン」を設定します。

○ 眺望保全ゾーンは、伊勢志摩スカイライン飯盛山展望ポイント、今浦停留場、パールロード鳥羽展望台、パールロード面白展望台の４か所からの眺望景観とします。

○ なお、鳥羽湾眺望重点ゾーンに属さない視点場のうち、以下の４か所の視点場からの眺望景観については眺望保全ゾーンを設定しません。

視点場	眺望保全ゾーンを設定しない理由
伊勢志摩スカイライン沿道の展望ポイント	○視点場は伊勢志摩スカイラインの路肩の駐車スペースであり、展望スペースとして整備された場所でないため ○視対象となる範囲内の大部分が山地であるため
青峯山パーキング	○視点場は駐車場であり、展望スペースとして整備された場所でないため ○視対象の大部分が志摩市域であり、鳥羽市景観計画による規制誘導ができないため
海の博物館近くの展望スポット	○視対象の大部分が海域であり、また、陸上部のうち海岸線などは、既に国立公園特別地域として保護が図られているため。
千鳥ヶ浜堤防	○視対象の大部分が海域であり、また、陸上部のうち海岸線などは、既に国立公園特別地域として保護が図られているため。

② 区分線

○ 視対象までの距離が概ね中景である「伊勢志摩スカイライン飯盛山展望ポイント」「パールロード鳥羽展望台」「パールロード面白展望台」の３か所は視点場からそれぞれ 3,300ｍの範囲を眺望保全ゾーンとします。

○ 視対象までの距離が概ね近景である「今浦停留場」は、視点場から 750ｍの範囲を眺望保全ゾーンとします。

図　眺望保全ゾーン区域図（伊勢志摩スカイライン飯盛山展望ポイント）

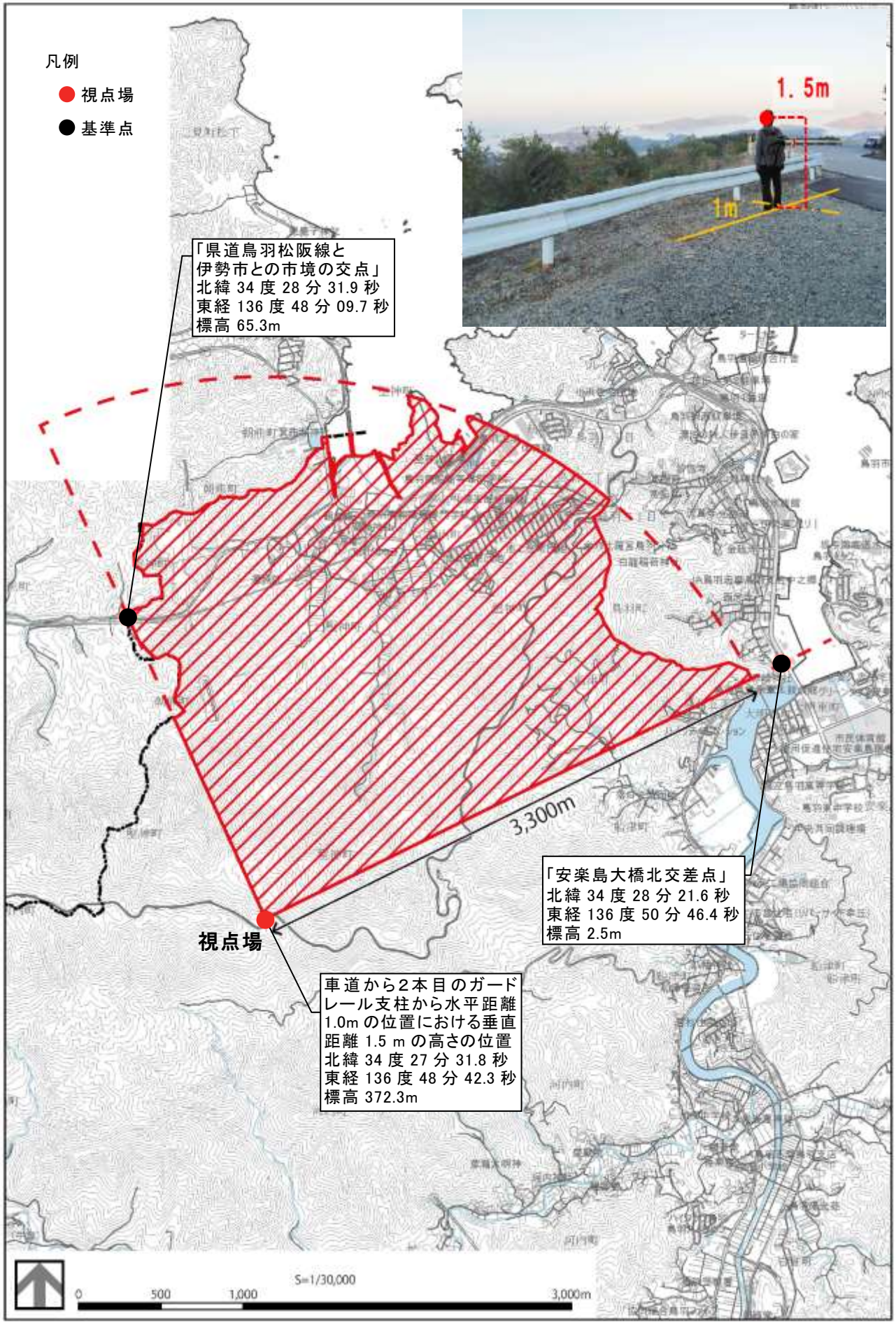

図　眺望保全ゾーン区域図（今浦停留場）

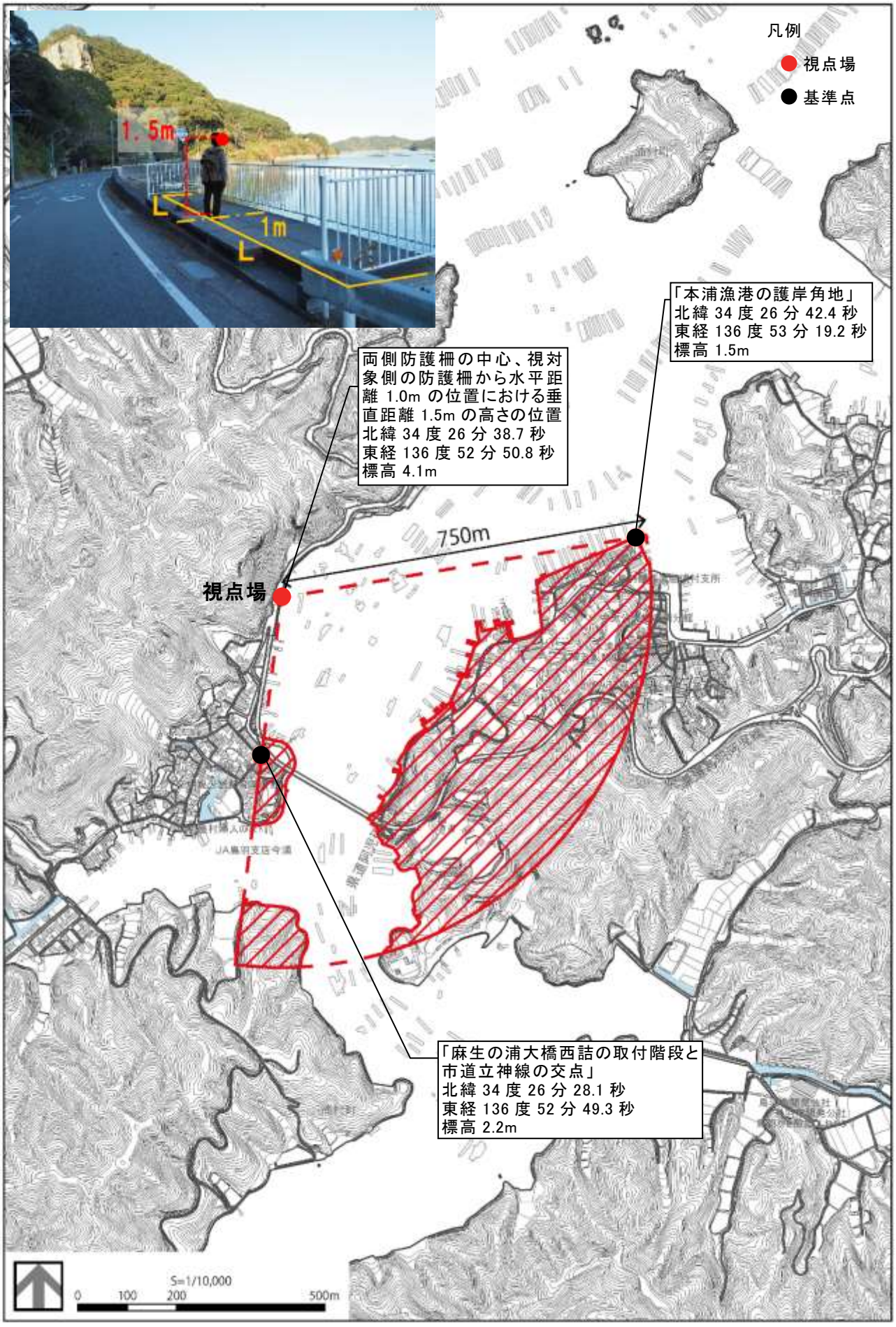

図　眺望保全ゾーン区域図（パールロード鳥羽展望台）

図　眺望保全ゾーン区域図（パールロード面白展望台）

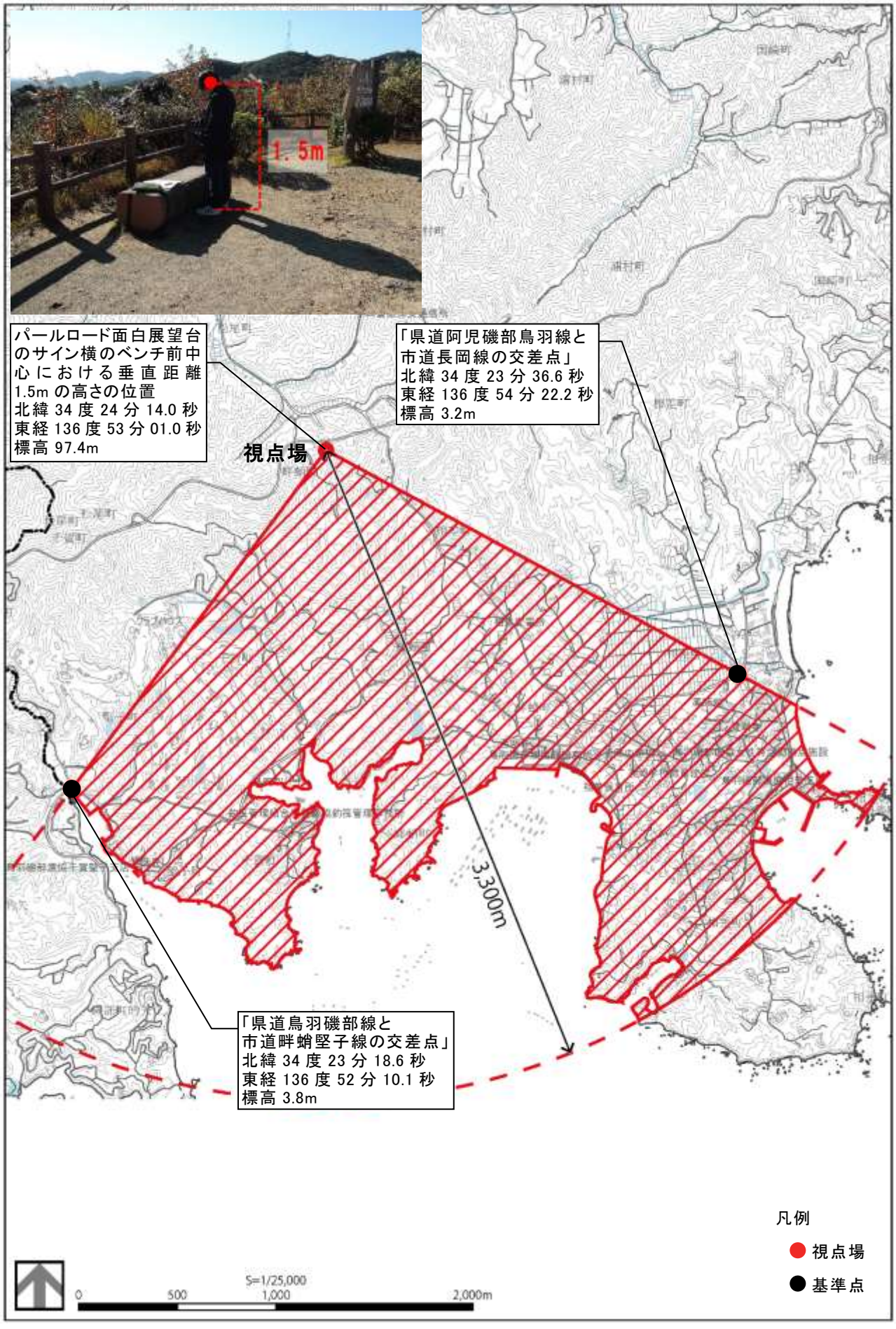

2．海女集落の調査・研究成果（概要）

鳥羽市教育委員会・建設課まちづくり整備室
三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター・三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室

鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究

三重県の鳥羽･志摩地域は、全国で海女が最も多い地域であり、伝統的な海女漁が継承されていることが地域の特色になっている。この調査研究は、鳥羽市景観計画の策定にあたって、鳥羽市を代表する歴史的・文化的景観である海女集落の景観の現状と課題、景観特性と景観構造を明らかにしながら、当該景観の継承に向けて鳥羽市景観計画における重点地区（案）を提案することを目的として実施した。調査地区は、石鏡町、国崎町、相差町、答志町、菅島町などの海女が多く活躍する地区である。

なお、この調査研究は、鳥羽市教育委員会、鳥羽市建設課まちづくり整備室､三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター(工学研究科 浅野研究室・大井研究室）が共同研究として行った。

写真：景観調査の様子

調査の内容

この調査研究では、鳥羽市立図書館、海の博物館等において文献調査を実施し、鳥羽市の海女集落がもつ歴史・文化・社会に関する情報を把握した上で、眺望景観、住居や海女小屋、社寺といった建築物、石碑や公共施設、防災サイン等の景観資源に関する現地調査を行い、景観の現状を確認している。また、魅力的な景観を生み出すベースとなっている歴史的建築物については、景観調査に加えて、建物の実測調査も実施した。

鳥羽市の海女集落以外では、国によって重要文化的景観に選定されている「漁村集落・港町」における先進事例として、高知県中土佐町久礼地区について、文献資料の調査、行政担当者へのヒヤリング調査、景観の現状把握も実施している。

海女と関わりの深い景観資源・年中行事

各海女集落には、同じ漁村集落であっても、地形や集落構造に関して豊かなバリエーションが存在し、その上で海女小屋をはじめとした海女と関わりの深い景観資源、年中行事が数多く展開している。こうした景観資源は、決して支配的な要素ではないが、海女漁が古くから持続可能な仕組みを構築してきたように、景観に対しても協調的で融和的な姿勢を示している点で特筆すべき要素であり、守り、継承すべきものだと考えられる。

次ページ以降に、研究成果の例として、海女小屋、社寺、年中行事などの、海女と関わりの深い景観資源等の分布状況を示す。

【補注】 1) 等高線データは「国土交通省国土地理院 基盤地図情報サイト」を基に作成。
2) 海女操業場は「指定無形民俗文化財現地公開連携委託業務海女ビューポイント調査報告書」（H30.3, 鳥羽海女保存会）を基に作成。
3) 「海女の町調査報告集」（山本茂紀、山本和子、2013）より転載。

海士潜女神社
もとは、鎧崎にあったもので、石造の鳥居と木造神明造の本殿、拝殿がある。
海士潜女神社例大祭
（補注 3）
常福寺
観光案内板
「名所案内、鎧崎、のし鮑と海女の由来」と書かれた観光案内板。
海女小屋 3
鎧崎
前浜
ノット正月
（補注 4）
漁港
海女小屋 1
海女小屋 2
山の神
海女操業場
青色で示すエリアで海女が操業している。写真はフナドの様子。
（補注 2）
伊勢神宮御料鰒調製所
鎧崎にあり、熨斗鮑の調製が行われている。
海女操業場
写真はカチドの様子。
（補注 2）
海女と関わりの深い年中行事
○ノット正月（前浜）
家内安全や大漁祈願のため、海女の手によって前浜から神をのせた藁製の船が流される。
○海士潜女神社例大祭（海士潜女神社）
7月に行われる祭で、伊勢神宮の舞姫や楽師が舞楽を奉納する。
○熨斗鰒づくり（伊勢神宮御料鰒調製所）
国崎は古くから伊勢神宮に神饌として熨斗鮑を納めてきた。熨斗鮑は、薄く剥き、乾燥させた鰒を伝統的な製法で調製する。
【補注】1）等高線データは「国土交通省国土地理院 基盤地図情報サイト」を基に作成。
2）海女操業場は「指定無形民俗文化財現地公開連携委託業務海女ビューポイント調査報告書」（H30,3, 鳥羽海女保存会）を基に作成。
3）『海女の町調査報告集』（山本茂紀，山本和子 ,2013）より転載。
4）『鳥羽デジタルアーカイブス』より転載。
国崎町
0
50
100
250m

海女と関わりの深い年中行事
○磯ハライ（浜・べらいさん・神明神社）
組単位で行い、浜・鯨崎・神明神社の３ヶ所にお米と小豆、お神酒を供えてお参りする。
○石神さん春祭り（神明神社）
海女の大漁祈願と大願成就を祈る祭。海女の安息日である磯日待にならい、男性が女性をもてなす。
海女操業場
青色で示すエリアで海女が操業している。
（補注 2）
（補注 3）
相差海女文化資料館
海女に関する展示を行う資料館。観光拠点の一つになっている。
石神社（石神さん）
玉依比売命を祀っており、女性の祈願を叶えるという言い伝えがある。海女からの信仰も厚い。
神明神社拝殿
主祭神として天照皇大神を祀る。
海女小屋 8
海女小屋 7
皇子御神社跡
八幡社跡
石神さん春祭り
（補注 3）
梵潮寺
臨済宗南禅寺派の寺院であり、敷地内には多くの墓がある。
海女小屋 4
海女小屋 5
海女小屋 6
立石さん
商業海女小屋 1
（はちまんかまど）
「海女小屋体験」という観光向けの施設である。
商業海女小屋 2
（相差かまど）
案内サイン
観光名所の案内サインであり、海女のシルエットが用いられる。
べらいさん
海女小屋 9
海女小屋 3
商業海女小屋 3
（おぜごさん）
海女小屋 2
海女小屋 1
海女小屋 10
相差町
【補注】1）等高線データは「国土交通省国土地理院 基盤地図情報サイト」を基に作成。
2）海女操業場は「指定無形民俗文化財現地公開連携委託業務海女ビューポイント調査報告書」（H30.3, 鳥羽海女保存会）を基に作成。
3）『海女の町調査報告集』（山本茂紀，山本和子 ,2013）より転載。
0 100 200 500(m)

海女小屋 5
海女小屋 3
海女小屋群 1~6
海女と関わりの深い年中行事
◯小築海祭（八幡神社）
答志島の東方にある無人島「小築海島」で行われる、海女漁の安全・大漁祈願の神事。
◯海女漁初磯安全豊漁祈願祭（地区内の浜）
小築海祭に先がけ小築海島以外の磯で行われる海女漁の安全・大漁祈願の神事で、大築海島周辺のお祓いも行われる。
◯海女漁安全祈願祭（答志漁港）
2009 年から始まった神事で、海女漁の解禁前に市場で安全祈願をする。
商業海女小屋
大神さん
稲荷大明神
般若堂
本誓寺
浄土宗知恩院末の寺院。
じんじの舞台
八幡神社
八幡神を祀る神社。
小築海祭
（補注 2）
美多羅志神社
八王子を祀る村社。
潮音寺
曹洞宗の寺院で、伊良湖の常光寺末で和具の住民も檀家にもつ。
答志町答志
【補注】1）等高線データは「国土交通省国土地理院 基盤地図情報サイト」を基に作成。
2）「鳥羽市立海の博物館」より転載。
0
50
100
250(m)

海女と関わりの深い年中行事

○しろんご祭り（白浜）

海女の豊漁と海上安全を祈る祭りで、毎年７月に行われる。鳥羽志摩を代表する海女の祭りの一つ。伝統的な白い磯着に身を包み、島内の海女が禁漁区の白浜（しろんご浜）で一斉に潜る。つがいアワビが獲れると白髭神社に供える。

しろんご祭り

白浜

海女操業場
青色で示すエリアで海女が操業している。（補注２）

白髭神社
菅島の守神とされており、しろんご祭りで海女が最初に獲ったつがいのアワビが奉納される。

榎地蔵尊

漁港

鬼子母神

山の神（根村）

菅島灯台
国登録有形文化財。明治6年に初点灯した、現役最古の煉瓦造灯台である。

菅島神社
明治６年に村内の各社を合祀したもの。応神天皇を祀る。子供が生まれるとお参りに訪れ、薄い真綿をかけて成長を祈願する。

山の神（中村）

冷泉寺
曹洞宗の寺院で本尊に釈迦三尊像を祀っており、鳥羽市指定有形文化財に指定されている。

菅島町

0　50　100　250(m)

【補注】1）等高線データは「国土交通省国土地理院 基盤地図情報サイト」を基に作成。
2）海女操業場は「指定無形民俗文化財現地公開連携委託業務海女ビューポイント調査報告書」（H30.3. 鳥羽海女保存会）を基に作成。

３．用語解説

あ行

【アクセント色】

基本となる色に対して強調する色のことで、壁面の一部分や形状を効果的に強調し、個性や彩りを印象づける際に使用する色のこと。

【一般区域】

景観計画区域のうち、重点地区を除く市域全域を一般区域という。

【屋外広告物】

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第２条第１項）」のこと。

か行

【海域公園地区】

海中・海上を含む海域の景観や生物多様性を保全するため国立・国定公園内に指定される保護区のこと。

【外構】

建築物の外まわりの構造物等のことで、門や塀、生垣、車庫、植栽などのこと。

【開発行為】

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第４条第12項）のこと。

【環境影響評価法】

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めることで、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした法律こと。

【景観計画区域】

景観計画の運用対象となる区域のこと。本市の景観計画区域は、市域全域としている。

【景観軸】

その都市の景観を形成する骨格となるもので、幹線道路沿道の景観や河川沿いの景観を形成する軸となる道路や河川のこと。

【景観重要建造物】

景観法第19条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な建造物について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る建造物のこと。

【景観重要公共施設】

景観法第８条に規定された制度で、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成が特に必要なもの。必要に応じて、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけ、整備の方針や占用許可の基準を定めるもの。

【景観重要樹木】

景観法第28条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な樹木について、景観計画に定められた指定の方針に基づき

所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る樹木のこと。

【景観法】

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたもの。

【形態意匠】

建築物や工作物の形状、色彩、使用材料などのこと。

【県道鳥羽磯部線等】

本計画では、県道鳥羽磯部線、及び県道阿児磯部鳥羽線の鳥羽市区間をあわせて、県道鳥羽磯部線等という。

さ行

【彩度】

彩度は、色の鮮やかさを数字で示すもので、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増し、数値が低いほうが穏やかな色調となる。

無彩色の彩度は０であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなる。

【色彩】

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている３つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

【色相】

色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって色の種類を示すもので、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）とその中間色として黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色を基本としている。

【自然景観】

地勢・地形、地質、気候、植生、水系などといった自然物からなる地域や場所の景観のこと。

【視対象】

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむ対象のこと。

【視点場】

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむための特定の場所のこと。

【修景】

造園上の用語で庭園美化などを意味するが、景観では建築物や公共施設の形態意匠を周辺のまちなみに調和させること。

【重点地区】

住民主体によるまちづくりが検討されている地区、歴史的まちなみや賑わいのある景観が形成されているなど、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、今後、地域住民の合意を得て位置づける地区のこと。

【樹林地】

当該土地の大部分に、樹木やその他の植物が密集して生育している土地のこと。

【植生】
ある場所に生育している、まとまりのある植物のこと。

【親水性】
水辺に対する親しみやすさのこと。

【シンボルツリー】
地域の景観を特徴づけるような、巨木や住民に親しまれている樹木、或いは住宅の外構に植える、大きな樹木のこと。

た行

【暖色】
赤（R）、黄色（Y）、黄赤色（YR）など、暖かい印象を与える色相の色彩のこと。

【眺望景観】
ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。

【眺望保全区域】
美しい眺望景観が望める区域において、視点場と視対象を結ぶ範囲の区域を眺望保全区域という。

【特定届出対象行為】
景観法第17条第１項に基づき、届出対象行為のうち、形態意匠に関する制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為のこと。

【都市計画法】
都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律のこと。

【都市景観】
道路や建築物、工作物、都市公園、街路樹などといった人工的に整備された構造物からなる地域や場所の景観のこと。

【都市構造】
都市を形づくっている山地や河川、港湾等の地形に加え、鉄道や道路、建物群などの物理的な構成のこと。

な行

【なりわい】
生計を立てるための仕事（農林漁業など）のこと。

は行

【パールロード】
本計画では、県道阿児磯部鳥羽線（安楽島大橋～浦村町今浦入口）、及びパールロードをあわせてパールロードという。

【ビスタロード】
車などで移動しながら移り変わる眺望景観を楽しむことができる道路のこと。

【文化財保護法】
文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律のこと。

【文化的景観】
「地域における人々の生活又はなりわい及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又はなりわいの理解のために欠くことのできないもの（文化財保護法第２条第１項第５号）」のこと。

ま行

【マンセル値】

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている３つの属性（色相、明度、彩度）に基づき表記する記号のこと。

これら３つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べ示したもの。

【マンセル表色系】

色彩を色の３属性（色相、明度、彩度）の組み合わせにより、数値的に表すためのしくみのこと。

【無彩色】

白や黒、灰など色相をもたないもの。明度のみで色を示すことになるため「Ｎ９」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記する。

【明度】

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている３つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。理論上の完全吸収の黒を０、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示す。

や行

【洋上風力発電・洋上太陽光発電】

海や湖、港湾内などに設置される風力発電施設・太陽光発電施設のこと。

【擁壁】

山の斜面を切り崩したり、土を盛ったりする際に形成される斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。

ら行

【ランドマーク】

地域の景観を特徴づけるような目印や象徴的な地形、橋、塔、建造物、樹木などのこと。

【稜線】

谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。尾根、山稜とも言う。

【ルーバー】

細長い板を、隙間をあけて平行に組んだもの。板の取付角度によって、風・雨・光・人の目線などを遮断したり透過したりすることができる。

【歴史的景観】

街道、集落と建築様式、文化財等、名所図会に描かれている景観、旧城下町の都市基盤など、歴史的に形成されてきた風土や事物などからなる地域や場所の景観のこと。